第〇章　可搬式ＳＳＣの使用上の留意事項

（可搬式ＳＳＣの使用上の留意事項）

第〇〇条　給油エリア、給油空地等における可搬式ＳＳＣの使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。

⑴　可搬式の制御機器は、防爆構造のもの又は「IEC 60950－1」、「JIS C 6950－1」、「IEC 62368－1」、「JIS C 62368－1」のうちいずれかの規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。

⑵　火災等の災害発生時においては、一斉停止等の応急対応以外での可搬式ＳＳＣの使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。

⑶　火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出入口等の適切な場所に消火器を配置すること。

⑷　可搬式ＳＳＣを用いて給油許可等を行う場合の給油客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。

⑸　危険物の取扱作業中の者が同時に可搬式ＳＳＣの操作を行わないこと。

２　火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式ＳＳＣによる給油許可を行う上で必要な教育・訓練については、次によるものとする。

⑴　教育については、別に定める保安教育に含めて実施する。

⑵　訓練については、別に定める訓練のうち、総合訓練に含めて実施する。